

とっとり 市議会 だより

9月定例会のあらまし

9月定例会を、9月2日から30日までの29日間にわたって開催しました。

本定例会では、平成23年度一般会計補正予算をはじめ議案34件（決算議案除く）が提案され、防災拠点となる総合支所や保育園などの「耐震診断事業」や「小中学校の耐震補強事業」等について審議を行いました。なお、市庁舎新築移転後の現庁舎跡地の活用策についてのアンケート実施経費である「現本庁舎周辺活性化事業費」について修正動議が出されましたが、全議案とも原案どおり可決・同意しました。

また、平成22年度歳入歳出決算について決算審査特別委員会を9月2日に設置し、市長から提案された決算議案4件について総括質疑、分科会での審議を経て9月30日に認定しました。

一般質問には、28人の議員が登壇し、活発な議論が展開されました。

主な記事

一般質問	P 2～P 9
決算審査特別委員会	P 10
委員会視察報告	P 11
第3回臨時会について	P 12
請願・陳情ほか	P 13
附議案等議決結果	P 14



湖山池近隣の田園風景

表紙写真を募集しています。詳しくはP14をご覧ください。

議会に関するご意見・お問い合わせ

鳥取市議会事務局

〒680-8571 鳥取市尚徳町1 1 6番地 TEL(0857) 2 0-3 3 4 3 FAX(0857) 2 0-3 0 4 9
E-mail:gikai@city.tottori.lg.jp

9月定例会 一般質問

9月定例会では、28人の議員が質問を行いました。本紙では、各議員の質問の中から、それぞれ1項目についての質問と答弁の要旨を掲載します。
なお、議事録の全文は、11月下旬より市議会ホームページから閲覧できます。

市庁舎・総合支所	P2
教育	P4
環境	P5
経済・雇用	P6
福祉・子育て	P7
農林業	P8
公共交通	P9
協働	P9
安全・安心	P9

市庁舎・総合支所

市庁舎建設について



上杉 栄一
(新)

問 市庁舎建設において、市長はどのような検討、協議を行い、その説明責任をどのように果たしてきたのか尋ねる。また被災地以外の自治体での合併特例債の期限延長が検討されており、延長となれば時間をかけた議論が可能になると考

答 (市長) 庁舎整備検討プロジェクトを発足させ、市民アンケートやフォーラム、新庁舎規模等を検討するための基礎調査を実施した。その後、今年3月に「鳥取市新庁舎建設に関する基本方針」を決定し、4月に庁舎整備局の新設等、庁舎の新築移転に向け、推進体制を整えた。

説明責任については、あらゆる手段で情



市庁舎新築移転候補地の市立病院跡地

報発信に努め、現在も市内62地区公民館で説明会を行っている。
合併特例債の期限延長については、現時点では明らかでない。庁舎の耐震対策や防災体制強化は本市の緊急かつ重要な課題であり、

鳥取市庁舎整備について



太田 縁
(無所属)

まちづくりや地域経済のためにも、できるだけ早い実施が必要と認識している。

直接請求のあった「住民投票条例制定請求」に関して

本市のホームページでは、住民投票条例案と市長意見書のみ掲載され、市民の会からの請求内容や臨時会での意見陳述等は掲載されていない。偏った情報では市民は正しい判断ができませんと考えるが、市民の会からの意見等を掲載されなかった理由について尋ねる。

答 (市長) 市から発信する情報は、一般的に市の事業や取り組みの説明を情報として公の立場で出すものであり、市の有する情報については、できる限り公開

していくというのが基本姿勢である。

地域説明会の場や市政提案として市民の皆さんからいただいた意見をホームページで公開しているとおり、市からの一方的な情報ばかり発信したり、市の主義主張に基づいて発信しているということは全くない。

市長選における市長マニフェストについて



両川 洋々
(結)

問 昨年4月に実施された鳥取市長選で発行された竹内市長の選挙マニフェストには、市庁舎の「移転新築」という4文字はどこにも記されていない。マニフェストとは、市長と市民の契約であり、約束事であると考えるが、なぜ明記されなかったのか尋ねる。

答 (市長) 昨年4月の市長選挙に向けたマニフェス

市役所庁舎新築移転について

トにおいて「耐震対策の実施を進めるなど防災体制の充実強化を図り、災害に強い安全安心な暮らしを実現します。」という項目を明記している。耐震対策の実施、防災体制の充実、災害に強い安全安心な暮らしを実現するといったことの中に、当然市庁舎を含めた市有建築物の耐震対策の内容は十分含まれているものであり、当時もそういった市有建築物の耐震対策の必要性、重要性を認識した上でこうしたマニフェストにまとめたものである。



金谷 洋治
(清和会)

問 住民投票条例制定の直接請求に署名された多くの方々から聞いた意見で特に多かったのは「総合支所がなくなる」、「合併特例債が

※合併特例債：合併後の地域振興や旧地域間の格差是正などを目的とした地方債のこと。合併年度及びこれに続く10か年度に限り、財源として借り入れることができる。償還金の70%は、交付税により補填される。東日本大震災後、被災地への期間延長と共に、それ以外の地域への延長が検討されている。



地域振興等の拠点としての機能が期待される総合支所

当てにならない」、「住民の税金が高くなる」の3点であった。市報や折り込みチラシ等で理解している市民も多いが、改めて総合支所がなくなるとの意見について市長の考え方を尋ねる。

答 (市長) 今年3月に決定した「鳥取市新庁舎建設に関する基本方針」に「各総合支所は、今後とも各地域に存置する」と明記している。新庁舎は鳥取市全域の多極型のコンパクトなまちづくりの中心拠点として、また、総合支所の周辺地域は地域生活拠点として位置づけ、地域の核として活性化

化を図っていききたいと考えている。

引き続き、各総合支所は本庁との緊密な連携のもとに地域振興・市民サービス・防災対策の拠点として機能を果たしていく。

市役所庁舎新築移転について



角谷 敏男 (共産党)

問 まだ市庁舎の建設地が

決まっていないのに、跡地の活用に関する市民アンケート調査を実施するのはおかしいという疑問の声が強くある。市民アンケートは、市庁舎の位置を決める条例案を提出し、可決されてから実施するのが常識的な判断と考えるがどうか。

答 (市長) アンケート調査については、跡地利用の様々な可能性について市民の意向を把握するため、検討されてきたものであり、説明責任を果たす上で非常に重要なものと考えている。

移転新築に伴って、跡地や跡地周辺地域がどのように活用されるか、市民にとっては関心があり、説明会でも質問を受けている現状がある。現本庁舎周辺地域活性化検討委員会として

も、跡地利用や跡地周辺地

域の活性化策等のため、アンケート調査が必要と考え、内容を検討しているものであり、本市としても必要性があると考えている。

市庁舎問題に関連して



橋尾 泰博 (結)

問 位置*条例の提案時期は、建設候補地が決まった

段階、又は基本設計に入る段階が適切な時期である。本来、自己資金で建てるべき市役所建設に合併特例債を使うなら、建設場所の決定と合併特例債の申請を同時に行うべきであり、今こそ、位置条例を提案すべきと考えるがどうか。

答 (市長) 地方自治法の第4条に基づく庁舎の位置を定める条例案の提案時期については、今後総合的に判断して決定したいと考えている。

(庁舎整備局長) 合併特例債の申請時には位置条例の議決要件は必要とされていない。総務省の示している行政実例においては、建築に必要な財源の見通しも立たない時期に制定することは適当でないとあり、建築に必要な財源見通しを明らかにすることが必要と理解している。引き続き、そのための検討を進めたい。



現在の市役所本庁舎

市長の政治理念について



桑田 達也 (公明党)

問 市庁舎建設について、市民グループと市との情報に乖離があり、多くの市民は市に対して、スピード感ある対応と的確な回答を求めていると感じる。問題点に対して一つ一つ丁寧に答えを返し、疑問を解決することが肝要ではないかと考えるが、市長の見解を尋ねる。

答 (市長) 現在実施中の地域づくり懇談会等においては、賛成反対の両方立場からの意見をいただくとともに、疑問点に対し具体的に回答している。率直な意見交換の場になっており、疑問が解消されたというような感想を後で述べられた方も多く見受けられている。そのほか、市報、ホームページ、ケーブルテレビ

*位置条例：地方公共団体の事務所(本庁舎)の位置は条例で定めることとされ、一般的にこれを「位置条例」と呼ぶ。可決するには出席議員の3分の2以上の賛成が必要である。

等、いろいろな機会を通じて情報発信しているが、今後とも一つ一つ丁寧に説明し、市民の皆さんの理解を深めていただくとともに、疑問を解消していただくように努力をしたいと考えている。

証明書発行等の市民サービスについて



田中 文子 (共産党)

問 高齢化の進む中山間地では、市役所や総合支所に出向くのが大変な状況にある。総合支所や市役所から遠い地域の公民館に、湖山や宝木の郵便局で実施されているような証明書の発行システムを置くことはできないか尋ねる。

答 (市長) 市民課の証明業務の件数は減少傾向にあるが、総合支所等から距離のある地域の住民が、不便を感じておられることは認識している。地区公民館に

証明書等の発行事務の窓口になっていただくという提案については、地域の実情や実際の利用可能性等を具体的に把握するために、モデル地域を定めて試行するのが適当であると考えている。

すでに取り次ぎ的なサービスをしている地区公民館の状況も踏まえ、窓口の体制や住基カードを使った証明書自動発行機の活用を含めて今後の課題として検討を進めたい。



総合支所の市民サービス窓口

総合支所の存続方法について



木村 和久 (結)

問 地域活性化にむけた地域や支所による主体的取り組みを促すため、総合支所の機能を強化してはどうか。支所長決裁の範囲を拡大し、スピード対応ができる環境をつくり、現場主体の仕組みに切りかえた方が

職員、地域のモチベーションが上がって結果を得やすいと考えるがどうか。

答 (市長) 各地域の特色を生かして、活性化のために総合支所、本庁一体となりながら取り組みを進めて

教育

本市の体育施設の利用料金について



長坂 則翁 (無所属)

問 体育施設をはじめ、さまざまな施設の利用料金の見直し・統一の検討状況について尋ねる。とりわけ、

きたところである。支所においては固有のさまざまな取り組みがあり、

地域振興プランを策定し、目標や実施事業を定めるところであるが、実現には企画立案や全体的な視野からの示唆、指導といった本庁の機能もバランスよく充実していく必要がある。本庁と支所にはそれぞれの役割があり、両方あって成り立っているということが基本的な認識である。

倉田スポーツ広場は、ソフトボール競技場としての条件を満たしていない。このことを踏まえ、利用者にも配慮し、無料開放していく選択肢があるのか尋ねる。

答 (総務部長) 使用料金の見直しに当たっては、市民への周知期間を十分と見、使用料改定時期の足並みをそろえていきたいことを踏まえ、今年度中に見直しの基本方針を策定し、利用者への周知を図り、平成

25年4月施行とスケジュールを改めたい。

(市長) 今後の具体的な使用料設定の全体的な見直しの中で、バランスをとりたい。合理的な見直しを行い、不公平感を直したい。無料も含め、検討の余地はあるが、利用者には公平な負担をお願いすることも重要であり、全体のルールを決め、具体的に個別の施設については検討していきたい。

米粉パン給食の継続について



森本 正行 (新)

問 今年6月議会において、来年度以降の米粉パン給食事業の継続は難しいと答弁があった。米粉パンと小麦パンとの差額補助事業の継続を県・JAに要望されることも、継続されなくても、本市単独事業として米粉パン給食を続けてい

ただきたいと考えるがどうか。

答 (市長) 学校給食の米粉パン供給については、本市は早くから取り組み、現在では、月4回実施するなど、大変力を入れてい。また米粉パンの原料は、市内で生産される多収米のタカナリであり、農家の経営安定への寄与や地産地消の面からも重要である。

現在、米粉パンと小麦パンの差額について県、市、JAが3分の1ずつ補助しているが、県の補助が今年度限りとされ、大変残念である。県の補助事業が終了しても、市で実施している3分の1相当分の負担は今



現在月4回実施されている米粉パン給食

後も継続したい。JAに対し、継続実施を強く要請し、米粉パン給食が継続できるように取り組みたい。

中学校の武道必修化に向けた条件整備と今後の計画について



寺坂 寛夫 (新)

問 平成24年度の武道の必修化完全実施に向けた指導者の確保状況について尋ねる。武道には怪我がつきも



平成24年度から中学校で必修となる武道

のであり、安全対策に取り組むためには、地域の指導者や団体との連携等を図っていくことが重要だと考えていくのか。

答 (教育長) 指導教員は、県教育委員会主催の研修会や各種武道団体主催の安全指導並びに基本指導研修会へ参加し、武道における安全指導を含めた指導力の向上を図っている。また、文部科学省からの通知を受け、①生徒の健康管理、②初心者への受け身の指導の徹底、③施設用具の点検、④緊急連絡体制の確認等の

周知徹底を行い、安全の確保に努めている。地域の指導者や団体との協力体制については、各学校からの要望がある場合は積極的に地域の人材の活用を図ってみたいと考えている。

特別教育支援員の適正配置について



平野真理子 (公明党)

問 発達障がいのある児童・生徒に対応するため、特別支援教育支援員の活用状況を見ると、全国は115%であるのに対して鳥取県は67%と、下から数えて8番目という極めて低水準の活用実態である。現状と効果を踏まえ、今後、要望のある小中学校に配置すべきと考えているかどうか。

答 (教育長) 本年度の特別支援教育支援員の配置については、小中あわせて合計49校からの配置希望に対して、特に配置が急がれる

20校に配置している状況である。学校からの配置希望が多いという事実や各学校の通常学級における発達障がい等への支援に関する課題が大変大きいという現状を踏まえると、この数で十

環境

本市の節電への取り組みについて



入江 順子 (新)

分足りているとは考えていない。全国的に見ればすべての学校への配置が完了している県もあり、長期的な視点に立って配置の拡充に極力努めていきたいと考えている。

1の徹底、クールビズの期間延長、庁内LANに接続しているすべてのパソコン1500台の電源自動切断設定等、取り組みを強化している。

(教育長) 節電の問題は個人の問題ではなく社会の問題であるがゆえに、社会連帯の自覚に基づき、自他共同の作業の場として考えていくものだと思う。この機会に、よりよい社会を実現していくために大切な心がけが心の中に育ってきていると考える。

問 全国的に節電の機運が高まっているが、本市の節電の取り組みについて尋ねる。また、節電の取り組みを通じて、限りある資源を大切に、地域とともに互いに協力し合う姿勢が育つことを願っているが、教育的観点からどのような考えを持っているか尋ねる。

答 (市長) 本市ではISO14001の取り組み



節電の一環として、市役所ではノー残業デーを徹底している。

大規模養鶏場周辺の 悪臭対策について



島谷 龍司
(新)

問 賀露地区及び湖山西地区の大規模養鶏場周辺の臭気問題については、本議会においてもかなり以前から多くの議員に取り上げられ、議論されてきた経緯があるが、根本的な解決に至っていないのが現状である。市は今後どのような対

策を講じていこうとしているのか、市長の見解を尋ねる。

答 (市長) 今年度の取り

組みとしては、小さい霧を噴き出して、においを霧の方に吸収させ外に出ないようにする「細霧消臭装置」を鶏舎のにおいの出口である換気扇に取り付けること、鶏の羽等が外部へ飛散するのを防ぐ「防じんシート」を設置すること、鶏ふんを迅速に処理するための堆肥処理装置を増設すること、この3点の実施に対して支援を行っている。今後とも、地域の課題としてしっかりと市も関与しながら、



大規模養鶏場に設置された消臭装置

循環型社会の形成に ついて



寺垣 健二
(結)

事業者、地域住民と一体となって取り組んでいく。

問 菜の花プロジェクトへの

取り組みは、環境意識の高まりに非常に効果があると言われている。自然エネルギーや再生エネルギーが非常に重要視されている現在、このプロジェクトを実践していくことは本市の循環型社会の基礎となると考えるが、市長の見解を尋ねる。

答 (市長) 菜の花プロジェクト

は循環型社会の実現を目指す取り組みの1つと考えている。これまでさまざまな取り組みに対して支援を行っているが、菜種の栽培については作付面積、農家戸数とも減少している現状もあり、基本的には栽培に対する取り組み

が重要であると認識している。循環型社会の構築、あるいはスローライフといった考え方については、かねてから取り組みを進め、強化しなければならないと思

経済・雇用

インターネットショップ「とっとり市」について



房安 光
(新)

っている。実現に向けては、地域住民や関係者の積極的な協力と行政との連携が不可欠であると考えている。

「とっとり市」は出店者数、売上高等まだまだ少なく、出店者や売り上げの増に向けて、今年度「とっとり市」

加入のための機器購入の支援等を行っている。また、今後の戦略的な取り組みについても検討を進めている。例えば、本市が誇る農産物、米や水等の加工品は

問 本年4月に本市直営のインターネットショップ

「とっとり市」が開設されてから5カ月が経過した。平成27年度以内に年間売上高1億円を目指すということだが、現状と今後の取り組みについて尋ねる。



インターネットショップ「とっとり市」サイト

河原インター山手工業団地について



山田 延孝
(新)

首都圏で需要が高まっているにもかかわらず出店が少ないため、重点的に出店を促進していくほか、グリーンツーリズムや農家宿泊等のサービス分野についても力を入れたいと考えている。「とっとり市」の成功には、出店者や生産者等の関係者が一体となって盛り上げていただくことも必要だと考えており、連携を図っていきたい。

問 東日本大震災後、企業

の中にはリスク分散のため、津波の心配の低い日本海側へ生産拠点を移す動きが活発化している。県と連携を図り、企業誘致活動に積極的に取り組むことが、本市の将来の発展につながる上、大震災後の企業動向からも、日本海側における

企業の受け皿づくりの観点からも工業団地の早期整備が求められていると考えるがどうか。

答 (市長) 本市は雇用創出と若者定住を最大の政策課題と位置づけている。企業立地促進補助金の限度額の引き上げや東日本大震災に関連した支援の充実、貸し工場方式の提案等が有効・適切な手段となり、今年度既に5社の企業進出が決定し、約160人の雇用が創出される見込みとなる等、効果を上げている。

河原インター山手工業団地については、27年度の分譲開始を目指し、基盤整備や用地確保等の取り組みを進めている。これは緊急の課題であり、取り組みを加速していきたい。

若者が家族を形成し、生活を営める雇用・就労について



栢田 昇一 (結)

問 第9次総合計画に示す本市の人口見通しは甘いと考ええる。企業誘致や緊急雇用で雇用創出数がいわれるが、その多くは「非正規雇用」である。本市の雇用も官製ワーキングプアの実態がある。これでは若者が結婚して生活することができない。少子化の主因に未婚化があり、その背景に若者の貧困があると考えるが、市長の所見を尋ねる。

答 (市長) 本市では、雇用創造戦略方針をはじめ各種施策により、正規・非正規を問わず、一人でも多くの雇用を創出するよう重点的に取り組みを進めている。厚生労働省の調査では、非正規労働者の7割が非正規就労を望んでいるという結果もあり、単純に言い切ることは難しいが、非正規雇用者も自立した生活をされていると推察される。

本市としては、若者定住を促進するためにも正規雇用率を高めることが重要と考えている。

福祉・子育て

国民健康保険制度について



伊藤 幾子 (共産党)

問 入院された場合の国民健康保険制度の一部負担金減免制度については、今年4月から本市でも実施されているが、実際に現在までの相談件数、申請件数、適用件数の状況はどうか。

また、どのような広報を行っているのか尋ねる。

答 (福祉保健部長) 国民健康保険制度の一部負担金減免制度については、現在

在までのところ申請実績は無く、相談は2件である。なお、東日本大震災に関する特別措置として、被災により本市に転入された3世帯に減免制度を適用している。

また広報については、本市のホームページで制度を紹介し、東部医師会に対しては、制度内容を文書でお知らせする等、広報に努めている。東部医師会では会員のホームページに制度

障害者基本法の一部を改正する法律について



谷口 秀夫 (公明党)

問 障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重する「共生社会」の実現を目的に掲げた障害者基本法の改正の概要について尋ねる。

また、改正法における「障がいの自立及び社会的参加の支援等のための基本的施策」について、どのように対応していくのか尋ねる。

答 (市長) 改正の主な内容として、障がいの定義に新たに発達障がいを加えたこと、建物内のエレベーターやスロープの整備を行う等、障がいの者の社会参加を

内容に掲載し、会員に周知を行っている。
(市長) 制度内容の周知はまだ完全とは言えないため、一層取り組みを強化したい。

また、市と障がい者団体等が行う会議等の折に、障がいのある方に防犯上必要な知識の普及啓発を図り、犯罪被害防止に努める。

安全・安心・心地よい保育園について



川瀬 滋子 (結)

問 鳥取地域の保育園では4月現在、3710人の定員を超える4053人の園児を受け入れており、遊戯室が保育室になり、廊下等は机やいすで物があふれる

妨げる社会的障壁を取り除くよう配慮すること、国・地方公共団体の責務として、障がいの者の自立及び社会参加の支援のため施策を総合的かつ計画的に推進すること等が挙げられる。(防災調整監) 災害時要援護者支援体制の充実整備を図り、障がいのある方への支援対策の強化に取り組む。

*官製ワーキングプア：近年、自治体や自治体から公務の委託を受けた職場で働く非正規労働者が増えている。自治体の財政難などが背景にあるが、低賃金や不安定な身分であることは民間と変わりなく、官が作り出したワーキングプア(働く貧困層)という意味。



手狭となった保育園でのお昼寝

に予定しており、それ以外の老朽化している保育園についても年次的に修繕を行う

農林業

クレー射撃場の今後のあり方について



有松 数紀 (新)

問 教育委員会による検査結果によると、施設周辺のため池と下流域について環境基準を超えた鉛は検出されていません。このことである。現在の状況が安定していれば、開場ということも可能だと考えるがどうか。

答 (市長) 水質面で問題は鉛弾が原因と思われる環境基準を超えた数値が検出されている状況である。新たに県との協議の場を持ち、狩猟にも必要な、射撃

ができる施設の整備を検討している。また、シロアリ対策等、保育環境に関わる補修にも順次対応している。

改築改修計画については、耐震基準を満たしていない園の改築を平成26年度まで

等、保育環境の整備に努めたい。

しており、市として明確な判断をする段階ではないと考えている。

ただし、具体的な被害を生じさせるような状況はないということではあるが、ある程度の汚染が認められる中、またこの同じ場所に射撃場を持つてくることについては、総合的に検討し慎重に判断すべきものと考える。



閉場中のクレー射撃場

新規就農者、後継者の育成について



中村 晴通 (結)

問 農業振興を図る上で新規就農者、後継者の育成は重要である。就職難の今、新卒者の県外流出を防ぎ、若者の就農を進めるチャンスだと考えるが、これまで中心的な施策として実施してきた「とっとりふるさと就農舎」以外にどのような取り組みをしているか尋ねる。

答 (農林水産部長) 新規就農者の育成のための取り組みとして、一般農家の研修についても滞在費の助成等の支援を行っているほか、地元での農業後継者の育成のため、栽培技術の習得希望者に対し、就農舎の研修作物であれば年間を通して農業体験の受け入れ等も行っている。また、純粋な農業後継者であっても、



農業振興のため新規就農者の育成が急がれる

親とは農地や作物、経営を別にして就農計画の認定を受ければ、農業用施設の整備や農地賃借料への助成、就農応援交付金等の支援策を実施している。

公共交通

公共交通の確保について



高見 則夫 (清和会)

課題解決に向け実施する南部地域の実証実験では、タクシー等の連携が不可欠と考えるがどうか。

答 (都市整備部長) 本年3月に策定した「鳥取市バス路線網再編実施計画」では、主要拠点間を連絡する幹線系路線と、主要拠点から周辺地域・集落等を連絡する支線系路線に再編し、幹線・支線それぞれで便数確保と定時運行を実現していくこととしている。南部地域での実証運行については、幹線と支線との乗り継

問 バス路線の存続は重要課題であるが、利用者の減少により減便や廃止等が進んでいる。このような現状を踏まえ、バス路線をどう再編するのか尋ねる。また、



より重要性が増すバスとタクシーの連携

ぎ拠点吉成南、鳥取南、河原、用瀬の4地区に整備し、鉄道・タクシー等、他の交通手段との連携を図りたい。

具体的には、幹線では鉄道駅への乗り継ぎを、支線では地域の実情や特性に応じ、バスに限らず乗合タクシーの活用を検討していく。

中山間地域の安全・安心な暮らしについて



田村 繁巳
(公明党)

問 交通空白地域の交通対策として過疎地有償運送制度は有効な交通手段と考えるが、導入が余り進んでいない。必要性を感じているが、利益が見込めないことも大きな要因になっていると考える。このような状況を解消するため、地域に利益が見込まれ、そのことにより地域が活性化するという支援制度が必要と考えるが、市長の所見を尋ねる。

答 (市長) 過疎地有償運送の導入が進まない理由として、担い手の少ない過疎地域ではNPO法人の設立・運営が難しいこと、他の収益事業による補てん等がないと自立的な運送事業が難しいこと、採算性を上げるための路線拡大は、公共交通維持の観点から難し

いことがあげられる。本市では「鳥取市過疎地有償運送者支援事業費補助金」制度があるが、導入か

ら3年経過しており、運行事業者や地域の意見を聞き、支援のあり方や改善点について検討したい。

協働

自治基本条例の見直しについて



児島 良
(結)

問 鳥取市自治基本条例の見直しにあたり、市民自治推進委員会のもとに別途、公募ではなく無作為抽出した一般市民で構成される市民参加の検討会を設けてはどうか。より広く市民の声を反映させるだけでなく、本条例を広く浸透させることも期待できるが、市長の考えを尋ねる。

答 (企画推進部長) 本条例は、公募市民、学識委員等、計21名で検討委員会を設置し条例の素案を検討され、委員みずから積極的に広報活動を行われたという経過がある。平成24年度が見直し検討時期となっており、本年4月から、公募の委員など市民10名による市民自治推進委員会の中でスケジュールや見直しの方針等を検討していくことになっている。見直しを行うに

当たっては、市民参画の重要性を踏まえつつ、今後、市民自治推進委員会の中で

具体的な進め方を検討していきたいと考えている。

安全・安心

被災者支援システムについて



石田憲太郎
(公明党)

築したシステムの有効性の検証を行う必要がある。導入の可否については今年度中に結論づけたいと考えている。

問 大規模災害時には、行政によるスピーディーな被災者支援が不可欠であり、平時から災害時業務支援のための情報管理が重要である。現実には起きた災害をもとに開発された被災者支援システムの有効性は非常に高いと考えるが、導入に対する見解を尋ねる。

答 (防災調整監) 被災者支援システムの導入研究にあたっては、同システムの機能の研究や、システム利用のためのデータ準備作業を行った上で、実験的に構



平成23年9月鳥取市議会定例会附議案議決結果（決算）

区分	議案番号	案件名	議決結果
決算(4)	116	平成22年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定について	認定
	117	平成22年度鳥取市水道事業決算認定について	認定
	118	平成22年度鳥取市工業用水道事業決算認定について	認定
	119	平成22年度鳥取市病院事業決算認定について	認定

決算審査特別委員会

平成22年度の決算については、決算審査特別委員会を設置し、詳細な審査を行いました。ここでは、委員長報告の要旨について抜粋して掲載します。

委員長報告

■総合防災対策事業費について

この事業では、防災時の被害軽減が可能となるよう住民に対し、様々な情報提

供が行われている。本市は、鳥取大震災や鳥取大火等の災害を経験しているが、東日本大震災において、過去の三陸で起こった大津波の経験が、教訓として住民にうまく伝わって

識の啓発という観点から、本市においても災害の歴史及び経験をされた方々の証

決算審査特別委員会の構成と審査対象

委員長 上 紙 光 春 副委員長 川 瀬 滋 子

総務企画分科会	福祉保健分科会	文教経済分科会	建設水道分科会
高見則夫 中村晴通 石田憲太郎 椋田昇一 山田延孝 桑田達也 寺垣健二 上杉栄一	児島良 金谷洋 平野真理 長坂則翁 島谷龍司 伊藤幾子 川瀬滋子 森本正典	入江順子 田村繁文 田中子 太田文 木村和 砂田典 湯口史 中島規 橋尾泰博	谷口秀夫 寺坂寛 下有村 有松佳 房安数 角谷敏 上紙光 両川男 上田洋 孝春
各会計の所管部分	各会計の所管部分・病院事業	各会計の所管部分	各会計の所管部分・水道事業・工業用水道事業

※議会選出の監査委員（吉田 博幸）を除く全議員で構成。

言等の記録を次世代へ伝え教訓として生かすことが重要と考える。本市の過去の水害、地震、火災等多くの災害をもとにした防災政策及び証言収集等の取り組みの検討を求める。

■市民の健診受診率の向上について

市長のマニフェストにおいて、がん検診受診率の向上について言及されていたが、報告によると目標値に遠く及ばない状況である。健診は生活習慣病の予防やがんなどの重篤な疾病の早期発見により、「市民の健康・生命」を守ることが目的である。また、病気の予防は、後年度の高額な医療費の削減にもつながり、慢性化している国民健康保険費会計の赤字解消にも資するものである。

そのためには、医療機関と保健行政の連携、例えば市立病院と保健センター・保健医療福祉連携課などの所管部署のさらなる連携が必要である。

執行部におかれては、早急に充実した健診体制を構築され、受診率の目標値の達成に積極的に取り組まれるよう望む。

■吉岡温泉の温泉権取得事業費について

現在、関係者との協議等に一定の前進が見られ、吉岡温泉の活性化と本市の温泉権の活用に向けて、可能な努力を今後も継続されることである。

しかしながら、温泉権を本市が取得してから10年を迎え、取得代金の支払いは22年度で終了しているが、温泉権の活用が進んでいない。

今後、地元との調整のもと、温泉権が有効に活用され、市の観光振興の底上げにつながるよう、具体的な利用のさらなる取り組みを求める。

■不用額について

決算内容を精査すると、当初予算額と決算額が著しく乖離し、多額の予算が減額補正されているものや、不用額となっているものなどが見受けられる。

今後においては、今以上に事業の実態及び適切な事業見通しを踏まえた概算事業費の算出に努めるとともに、年度中途に事業費が確定し、減額補正が可能な事業については、速やかに措置を講じ、財源を他の

事業に充てるなど財源の有効な活用を図られるよう求める。

■総括として

平成20年秋の世界金融危機に端を発した不況による景気低迷の影響で、平成22年度の決算でも市税収入の減少や扶助費の増加が続いている。執行部におかれては、引き続き時宜にかなった予算編成・執行に努められることを望む。

また、特に毎年指摘している収入未済金及び不納欠損処分については、その改善に向けて様々な取り組みをされているが、大きな成果をみることができていない。これら歳入の確保については、市民負担の公平性の観点からも、発想を思い切った転換した手法等も検討され、滞納整理等により積極的に取り組まれるよう厳しく申し添える。



総括質疑

委員会名	視察日程	視察場所	視察項目
議会運営委員会	平成23年7月6日 ～7月8日	愛知県豊田市	議会改革について、議員定数・報酬について、議会の広報広聴について、陳情について
		三重県伊勢市	議会改革について、議員定数・報酬について、議会の広報広聴について、陳情について
		三重県伊賀市	議会改革について、議員定数・報酬について、議会の広報広聴について、陳情について
総務企画委員会	平成23年4月19日 ～4月21日	静岡文化芸術大学	公設民営大学の公立大学への移行について
		愛知県豊川市	定員適正化計画(少数精鋭化計画)について
		岐阜県岐阜市	協働のまちづくりについて
福祉保健委員会	平成23年4月20日 ～4月22日	長崎県佐世保市	国保の収納率向上への取り組みについて
		福岡県大牟田市	認知症の取り組みについて
文教経済委員会	平成23年4月20日 ～4月22日	愛媛県今治市	地産地消と食育のまちづくりについて
		愛媛県松山市	愛媛FCへの支援について、地域雇用創造協議会の取り組みについて
		J Aおちいまばり	J Aおちいまばり直売所「ざいさいきて屋」について
		愛媛県内子町	内子フレッシュパークからり(直売所等)について
建設水道委員会	平成23年4月20日 ～4月22日	滋賀県大津市	上下水道事業の統合について
		富山県富山市	中心市街地のにぎわい創出について、グランドプラザ視察
		富山県	電気自動車(EV)の普及促進について

議会運営委員会

議会の広報広聴について、①予算的な課題もあるが、今後インターネット放映を検討してはどうかと思う。②市民の議会活動への参画の確保のため、議会報告会、市民意識調査、シンポジウムの実施など今後の参考となった。



(愛知県豊田市への視察より)

委員会の所管事務の先進事例や類似事例などを視察調査することによって、識見を高め、その視察成果を市政の課題解決に活かすため、各委員会では行政視察を行っています。その結果がまとまりましたので報告します。

総務企画委員会

大学の魅力を高めるため、他大学との兼職許可等により教授陣の充実を図る工夫や地域・国際社会の発展に貢献する大学としての積極的取り組みは、公立化を控えた鳥取環境大学においても参考にすべきと考える。



(静岡文化芸術大学への視察より)

福祉保健委員会

国保料の値上げは市民生活へ多大な影響を与える。しかしながら、本市の国保会計は厳しい状況にあり、収納率向上は喫緊の課題である。国保会計の健全化を図るためにも市民の理解と納得を得られるような収納率向上への取り組みが必要であると再確認した。



(長崎県佐世保市への視察より)

文教経済委員会

地元産にこだわり、安心・安全な食料を継続的に供給することで、地域農産物の生産と消費拡大につなげている。地産地消により、地域農業の振興、農業の担い手育成、農業所得の向上につながるよう取り組む姿勢は、本市としても参考にすべきである。



(愛媛県今治市への視察より)

建設水道委員会

公共交通利便性の向上、賑わい拠点の創出、まちなか居住の推進を柱とした事業を総合的に行うことにより中心市街地の活性化を図っていた。本市でも中心市街地の全体的な未来像を示し、太平線で計画されているシェルターや民間投資などを十分に生かしたまちづくりが急務である。



(富山県富山市への視察より)

平成23年 第3回臨時会

議案第107号 鳥取市の市庁舎新築移転計画に関する住民投票条例の制定について

採決結果：賛成少数により否決

8月17日から23日を会期として臨時会が開催され、市民団体が直接請求した住民投票条例案について、市長が意見を付け、議案「鳥取市の市庁舎新築移転計画に関する住民投票条例の制定について」として議案に提案されました。

この議案については、付託先の「鳥取市庁舎建設に関する調査特別委員会」で審議が行われた後、本会議において賛成少数で否決されました。

■住民投票条例制定請求の要旨（市庁舎新築移転を問う市民の会）

鳥取市の進める市庁舎の新築移転計画は、その計画の内容及び進め方において市民に十分な説明責任が果たされているとは言えず、市民からは次のような指摘、批判的意見が出ている。

- ①「市民へのアンケート調査」では、耐震改修か新築かの選択肢がなく、新築が前提となっており、また、建設場所についても、「駅周辺」へ誘導する内容となっている。
- ②まちづくりの全体構想が示されないまま、新築移転計画が性急に進められている。
- ③鳥取市の厳しい財政状況、今後の厳しい財政見通しが十分に考慮されておらず、将来に重い財政負担を残す恐れがある。
- ④東日本大震災で、国も巨額の費用を投じ、復興へ踏み出そうとしている時に、100億円以上かけて新築移転することが本当に適切なのか。
- ⑤行政機能の一極集中より分散化を目指し、リスクの分散化を図るとともに、身近なところでのサービスを充実させるため分庁舎や総合支所の充実を行うべきではないか。

以上のことから、改めて市民にその是非を問う条例の制定を求めるものである。

■市長の意見書（要旨）

1. 住民投票条例案の内容に関する疑問点及び問題点
 - (1) 議会制民主主義にのっとり適正な手続きにより進められてきた本事業の取り組みの実態と矛盾する。
 - (2) 新築移転以外の代替案（選択肢）が具体的に示されていない。
 - (3) 情報公開の条項に関し、「適切な情報」及び「必要な情報提供」の具体的な内容が特定されていない。
- (4) 住民投票の成立要件に重要な投票率に関する規定がない。

2. 市庁舎の新築移転事業の必要性と緊急性

市庁舎は、耐震性のみならず、設備等の老朽化など多くの問題を抱えており、新庁舎建設により、課題の解決を図ることができ、市庁舎建設の建設負担を後の世代に負担を先送りしない

ため、合併特例債を活用することが最良の選択である。

災害に強く、市民サービスの拠点となる市庁舎の新築移転は、防災体制の強化、まちづくりの推進、地域経済の活性化などの観点から、必要性和緊急性の高い重要な事業である。



8月18日に開催された特別委員会

◆討論

◆条例案に賛成（「結」…児島良議員）

このたびの住民投票を求める署名活動が起こった最大の要因は、市長が市民から出されたさまざまな疑問に対し誠意を持って対応してこなかったからである。市長は、手順を踏んで民主

的に進めているというが、市民には市が提供する情報や事業の進め方など多くの疑問がある。市は、市民と協働によるまちづくりを推進しているが、5万304という署名が持つ意味を考え、また、市民に信頼される議会はどうかあるべきか再認識すべきである。

◆条例案に反対（「新」…有松数紀議員）

上程された住民投票条例の本身は、これまでの議論を根本から覆すというような考え方であり、議会のあり方として適当ではない。また、投票結果を公正公平で有効なものにするための「最低投票率の規定」などの条件整備に加えて、例え

ば現庁舎改修を基本とした再検討などの「対案」が具体的に示されない限り、本議案は否決せざるを得ないと考える。

◆条例案に賛成（共産党…角谷敏男議員）

5万人の署名は、これまでの市庁舎問題の検討・議論にレッドカードを突き付け、市民参画、市の情報提供のあり方にノーサイドを求めているのである。市庁舎建設という50年、100年に1度と言われる市政の重要なテーマをスタートラインから白紙に戻し、市民合意していくことは無理難題なことではない。市民の負託にこたえていく議会としての賢明な判断をし、その役

【条例案の審査の流れ】

月日	日程	会議内容
8月17日	本会議 開会・会期の決定・提案説明・意見陳述を行う日時、場所、人数、発言時間の決定	
8月17日	特別委員会 議案説明	
8月18日	本会議 意見陳述・質疑・委員会付託	
8月18日	特別委員会 議案審査（参考人招致について議決・参考人及び執行部に質疑）	
8月19日	特別委員会 議案審査（討論・採決）	
8月22日	特別委員会 委員長報告のとりまとめ	
8月23日	本会議 委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・採決・閉会	

※8月18日の本会議において、条例制定請求代表者である谷口隆秋氏、米村京子氏、吉田幹男氏による意見陳述を行った。また、同日行われた特別委員会において前述の3名を参考人招致し、質疑を行った。

平成23年第3回鳥取市議会臨時会附議案議決結果

区分	議案番号	案 件 と 概 要	議決結果
条例 (1件)	107	鳥取市の市庁舎新築移転計画に関する住民投票条例の制定について（地方自治法第74条第3項の規定により、鳥取市の市庁舎新築移転計画に関する住民投票条例の制定の請求を意見を付けて付議するもの。）	否決
報告 (2件)	13	専決処分事項の報告について（鳥取市税条例の一部改正について専決処分の報告（平成23年7月14日専決））	報告
	14	専決処分事項の報告について（平成23年5月27日公用車が宮長地内の国道29号線を走行中、駐車場から進入してきた相手方車両の右前部と公用車の左前部が衝突したもの。（平成23年7月12日専決））	報告

割を果たすために条例案に賛同すべきである。
◆条例案に反対
（清和会・金谷洋治議員）
 新築移転を反対とするならば、代替案、選択肢を示して投票を行うべきであり、最低投票率の要件を設ける必要がある。また、投票

9月定例会で審査された請願・陳情

請 願

《採択となったもの》

- ・地方財政の充実・強化を求める請願
 （理由）趣旨が妥当と認められるため。

《継続審査》

- ・保育制度改革に関する意見書提出を求める請願
 （理由）さらに調査・研究を要すると認められるため。

陳 情

《採択となったもの》

- ・「環太平洋戦略的経済連携協定」（TPP）に参加しないことを求める意見書提出を求める陳情
 （理由）趣旨が妥当と認められるため。
- ・TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に参加しないことを求める意見書提出を求める陳情
 （理由）趣旨が妥当と認められるため。
- ・安心・安全な公共事業を推進するため、地方建設業界の存続・発展と国土交通省の事務所・出張所及びダム管理所等の拡充・存続を求める意見書の提出を求める陳情
 （理由）趣旨が妥当と認められるため。

《不採択となったもの》

- ・戦争の必要のない高度な地球共同体社会建設への決議を求める陳情
 （理由）本市議会で審査すべき内容と考えられないため。
- ・ポリオ不活化ワクチンの早急な導入等について意見書提出を求める陳情
 （理由）不活化ワクチンを承認するための必要な臨床データが十分集積されていないため、有効性、安全性を確認することが困難であり、必要な予防接種の考え方が不明確なため。
- ・「食料・農業・農村基本計画」に沿って、実効ある施策の推進を求める意見書提出を求める陳情
 （理由）他作目の基準があいまいであり、戸別所得補償制度を拡大することは必要ないと考えるため。
- ・年金受給資格期間の短縮を求める意見書提出を求める陳情
 （理由）10年という年数が不明確であること、また、納付期間の短縮が納付意欲の向上につながるか判断しがたいため。

票方法等の具体事項がうたわれていないなどの課題が指摘されており、今回提出された条例案では、市民の意思を必ずしも的確に反映することにならないと考える。しかし、今後の早い時期に提案された条例案の問題点を精査し、新たな条例案を提案し住民投票を行うべきである。

◆条例案に反対

（公明党・田村繁巳議員）

条例請求の要旨には「市庁舎の耐震化は不可避の課

題」と記載され、耐震化の必要性は市民の皆様との共通認識と考えるが、条例案では新築移転以外の選択肢が示されておらず投票の結果によっては必ずしも耐震化の問題解決につながらないと考える。また合併特例債を活用すれば、本市の実質的負担は大きく減少する。財政的観点、安全・安心という危機管理の観点からも将来負担を先送りせず、この機を逸してはならない。

平成23年9月27日に開催された鳥取市議会会派代表者会において、
 ①議員提案で住民投票条例を制定するものとし、平成24年2月定例会までの住民投票条例制定を目指す。
 ②住民投票条例案を策定するため、地方自治法第100条第12項及び鳥取市議会規則第159条に基づき、正副議長

と会派代表者5名の計7名を構成員とする「協議の場」を設置する。
 ③住民投票に付する事項については、
 A案・現在鳥取市が進めている市立病院跡地における市庁舎新築移転計画に基づくもの。
 B案・現庁舎敷地内で何らかの耐震対策を施すもの。

鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例 検討会の設置について

④市議会は、住民投票の結果を最大限に尊重することが確認されました。

これを受け、9月定例会最終日に、条例案の策定を目的として、「鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例検討会」が設置されました。

検討会の構成(7人)

◎座長 ○副座長

◎ 中西照典	高見則夫
○ 下村佳弘	田村繁巳
上杉栄一	角谷敏男
上田孝春	

人 事 (敬称略)

教育委員会委員(同意)
 柴山 宣慶(再任)
 公平委員会委員(同意)
 寺垣 琢生(新任)
 固定資産評価審査委員会委員(同意)
 西山 道子(再任)
 小谷 英一(新任)

平成23年9月鳥取市議会定例会附議案等議決結果（予算・条例・その他）

区分	議案番号	案 件 名	議決結果
予算 (8件)	108	平成23年度鳥取市一般会計補正予算（第4号） （補正前 87,207,545千円 補正額 1,322,713千円 補正後 88,530,258千円）	原案可決
	109	平成23年度鳥取市土地区画整理費特別会計補正予算（第1号） （補正前 455,638千円 補正額 6,500千円 補正後 462,138千円）	原案可決
	110	平成23年度鳥取市簡易水道事業費特別会計補正予算（第2号） （補正前 1,093,175千円 補正額 19,975千円 補正後 1,113,150千円）	原案可決
	111	平成23年度鳥取市国民健康保険費特別会計補正予算（第1号） （補正前 19,268,137千円 補正額 8,928千円 補正後 19,277,065千円）	原案可決
	112	平成23年度鳥取市集落排水事業費特別会計補正予算（第1号） （補正前 2,647,241千円 補正額 38,689千円 補正後 2,685,930千円）	原案可決
	113	平成23年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第1号） （補正前 14,712,668千円 補正額 536,632千円 補正後 15,249,300千円）	原案可決
	114	平成23年度鳥取市観光施設運営事業費特別会計補正予算（第1号） （補正前 69,162千円 補正額 157千円 補正後 69,319千円）	原案可決
	115	平成23年度鳥取市病院事業会計補正予算（第1号） （補正前 8,772,898千円 補正額 0千円 補正後 8,772,898千円）	原案可決
条例 (4件)	120	鳥取市スポーツ推進審議会条例の制定について （スポーツ基本法の施行に伴い、鳥取市スポーツ推進審議会を設置するもの）	原案可決
	121	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について （スポーツ基本法の施行に伴い、スポーツ推進委員の報酬を定めるもの）	原案可決
	122	鳥取市税条例等の一部改正について（地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税における寄附金税額控除に関する規定及び市税に係る不申告に関する罰則の見直しを図るとともに、所要の整備を行うもの）	原案可決
	123	鳥取市集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正について （鳥取市用瀬町駅前集会所及び鳥取市鹿野町古仏谷集会所を廃止するもの）	原案可決
その他 (11件)	124	負担付き寄附の受納について（公立大学法人鳥取環境大学への出資を条件として、学校法人鳥取環境大学から大学の土地及び建物の寄附を受納するもの）	原案可決
	125	財産の出資について （学校法人鳥取環境大学から受納した大学の土地及び建物を公立大学法人鳥取環境大学へ出資するもの）	原案可決
	126	新生公立鳥取環境大学運営協議会及び公立大学法人鳥取環境大学評価委員会の設置について （新生公立鳥取環境大学運営協議会及び公立大学法人鳥取環境大学評価委員会の設置について規約を定めるもの）	原案可決
	127	公立大学法人鳥取環境大学の設立について （鳥取県と鳥取市が共同で公立大学法人鳥取環境大学を設立するため、定款を定めるもの）	原案可決
	128	公立大学法人鳥取環境大学に係る重要な財産について（公立大学法人鳥取環境大学の重要な財産について定めるもの）	原案可決
	129	鳥取市過疎地域自立促進計画の変更について（過疎地域自立促進計画を変更するもの）	原案可決
	130	財産の無償譲渡について（嶺地区会館を地縁による団体に無償で譲渡するもの）	原案可決
	131	財産の無償譲渡について （鳥取市用瀬町駅前集会所及び鳥取市鹿野町古仏谷集会所を地縁による団体に無償で譲渡するもの）	原案可決
	132	業務委託に関する協定の締結について（鳥取市公共下水道秋里下水終末処理場の建設工事委託に係る業務を締結するもの） 契約金額：金377,000,000円 契約の相手方：地方共同法人日本下水道事業団	原案可決
	133	市道の路線の認定について（市道の路線の認定をするもの）	原案可決
	134	市道の路線の廃止について（市道の路線の廃止をするもの）	原案可決
人事 (4件)	135	鳥取市教育委員会委員の任命について（委員の任期満了に伴う、教育委員の任命にあたり、議会の同意を得るもの）	同意
	136	鳥取市公平委員会委員の選任について（委員の任期満了に伴う、公平委員の選任にあたり、議会の同意を得るもの）	同意
	137	鳥取市固定資産評価審査委員会委員の選任について （委員の任期満了に伴う、固定資産評価審査委員の選任にあたり、議会の同意を得るもの）	同意
	138	鳥取市固定資産評価審査委員会委員の選任について （委員の任期満了に伴う、固定資産評価審査委員の選任にあたり、議会の同意を得るもの）	同意
報告 (3件)	15	専決処分事項の報告について（平成23年3月3日鳥取市鹿野町地内の市道上町小畑線をスクールバスが走行中、交差点右方向から進入してきた相手方車両の前部と公用車の右側面が衝突し、破損した物損事故の損害賠償の額及び和解について報告するもの（平成23年8月24日専決））	報告
	16	平成22年度の決算に基づく健全化判断比率について（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成22年度の決算に基づく健全化判断比率を報告するもの）	報告
	17	平成22年度の決算に基づく資金不足比率について（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成22年度の決算に基づく資金不足比率を報告するもの）	報告
委員会提出 (4件)	3	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	原案可決
	4	合併特別債の起債期限の延長を求める意見書の提出について	原案可決
	5	環太平洋経済連携協定（TPP）に参加しないことを求める意見書の提出について	原案可決
	6	安心・安全な公共事業を推進するため、地方建設業界の存続・発展と国土交通省の事務所・出張所及びダム管理所等の拡充・存続を求める意見書の提出について	原案可決
議員提出 (3件)	5	決算審査特別委員会の設置について	原案可決
	6	自治体クラウドの推進を求める意見書の提出について	原案可決
	7	公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書の提出について	原案可決

発行日／平成23年（2011年）11月1日 編集発行／鳥取市議会

〒680-8571 鳥取市高徳町116番地 ☎（0857）20-3343 FAX 20-3049

※この日程は変更になる場合もあります。

22日(木)	討論・採決・閉会
21日(水)	委員会
20日(火)	委員会
19日(月)	委員会
18日(日)	休会
17日(土)	休会
16日(金)	一般質問・質疑
15日(木)	一般質問
14日(水)	一般質問
13日(火)	委員会
12日(月)	委員会
11日(日)	休会
10日(土)	休会
9日(金)	一般質問
8日(木)	一般質問
7日(水)	休会（議案調査）
6日(火)	開会・提案説明

12月定例会のお知らせ

議会広報委員会からのお知らせ

市民に親しまれる市議会だよりの一環として、市議会だよりの表紙写真を募集します。題材は、「市民の生活と暮らし(冬)」です。詳しくは、鳥取市議会のホームページ <http://www.city.tottori.lg.jp/>よりをご覧ください。事務局にお問い合わせください。